

第2期海津市
障がい者活躍推進計画

令和7年4月1日

海津市

計画策定の趣旨

令和元年6月に、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障がいのある職員の職業生活における活躍の推進に関する取組みに関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を策定することとなりました。

海津市では、令和2年4月に「海津市障がい者活躍推進計画」を策定し、障がいのある人を対象とした採用選考の実施や、働きやすい職場環境の整備など、障がい者雇用に取り組んできました。

本計画の目的は、障がいのある職員の職業生活における推進に関する取組みを総合的かつ効果的に実施することであり、厚生労働大臣が作成する指針に沿って策定の上、進行管理を行ってきたところです。

この度、現計画期間が終了するにあたり、これまでの成果と課題を踏まえ、障がいのある職員が活躍できる職場づくりの推進に取り組むため、「第2期海津市障がい者活躍推進計画」を策定しました。

第2期計画では、法定雇用率の引き上げを見据え、計画的な雇用に取り組むとともに、障がいのある職員を含む全ての職員が能力を最大限発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に繋げていきます。

海津市障がい者活躍推進計画（市長部局）

機関名	海津市
任命権者	海津市長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
海津市における障がい者雇用に関する課題	海津市においては、特例認定により任命権者の異なる部門と合算して任免状況通報を行っているが、令和6年6月1日時点の法定雇用率は未達成となった。このため、令和7年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行い、令和6年12月31日時点では法定雇用率を達成するに至った。今後も法定雇用率の達成はもちろんのこと、障がい者である職員がより一層活躍できるように、業務内容の検討や働きやすい職場づくりを進めることが重要である。
目標	
①採用に関する目標	特例認定による各年6月1日時点の実雇用率を同時点の法定雇用率以上とする。 〔評価方法〕 毎年報告する任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 〔評価方法〕 毎年度末、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を促進する整備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務企画部総務課長を、障害者職業生活相談員に総務企画部総務課職員を選任する。 ○組織内の人的サポート体制を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担および各種相談先を整理し、関係者間において支援状況を含めて共有する。 ○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、岐阜労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○役割分担および各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者一人ひとりの特性・能力等を把握し、可能な限り障がい者本人の希望も踏まえたうえで、本人に合った業務の割振りまたは職場の配置を行う等、障がい者と業務の適切なマッチングを図る。 ○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○障がい者の要望を踏まえた就労支援機器の購入等、環境整備を検討する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>

海津市障がい者活躍推進計画（教育委員会事務局）

機関名	海津市教育委員会事務局
任命権者	海津市教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
海津市教育委員会事務局における障がい者雇用に関する課題	海津市教育委員会事務局においては、特例認定により市長部局と合算して任免状況通報を行っているが、令和6年6月1日時点の法定雇用率は未達成となっていた。このため、令和7年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行い、令和6年12月31日時点では法定雇用率を達成するに至った。今後も市長部局と連携し、障がい者である職員がより一層活躍できるように、業務内容の検討や働きやすい職場づくりを進めることが重要である。
目標	
①採用に関する目標	特例認定による各年6月1日時点の実雇用率を同時点の法定雇用率以上とする。 〔評価方法〕 毎年報告する任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 〔評価方法〕 毎年度末、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を促進する整備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として海津市総務企画部総務課長を、障がい者職業生活相談員に総務企画部総務課職員を選任する。 ○組織内の人的サポート体制を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担および各種相談先を整理し、関係者間において支援状況を含めて共有する。 ○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、岐阜労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○役割分担および各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者一人ひとりの特性・能力等を把握し、可能な限り障がい者本人の希望も踏まえたうえで、本人に合った業務の割振りまたは職場の配置を行う等、障がい者と業務の適切なマッチングを図る。 ○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○障がい者の要望を踏まえた就労支援機器の購入等、環境整備を検討する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>

海津市障がい者活躍推進計画（議会事務局）

機関名	海津市議会事務局
任命権者	海津市議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
海津市議会事務局における障がい者雇用に関する課題	海津市議会事務局は、市長部局の出向者で占められており、任命権者にて職員募集や採用は行っていないが、今後、出向者が障がい者である場合も考えられるため、障がいに関する理解を深めていく必要がある。
目標	
採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を促進する。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を促進する整備体制	○職員の障がいに関する理解促進・啓発のため、適宜、マニュアル・ガイドブック等による周知や関係するセミナー・研修等への参加を勧奨する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障がいのある職員が配置された場合には、職員の要望を踏まえ、対応策を検討し、必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

海津市障がい者活躍推進計画（選挙管理委員会事務局）

機関名	海津市選挙管理委員会事務局
任命権者	海津市選挙管理委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
海津市選挙管理委員会事務局における障がい者雇用に関する課題	海津市選挙管理委員会事務局は、市長部局の出向者で占められており、任命権者にて職員募集や採用は行っていないが、今後、出向者が障がい者である場合も考えられるため、障がいに関する理解を深めていく必要がある。
目標	
採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を促進する。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を促進する整備体制	○職員の障がいに関する理解促進・啓発のため、適宜、マニュアル・ガイドブック等による周知や関係するセミナー・研修等への参加を勧奨する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障がいのある職員が配置された場合には、職員の要望を踏まえ、対応策を検討し、必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

海津市障がい者活躍推進計画（監査委員事務局）

機関名	海津市監査委員事務局
任命権者	海津市代表監査委員
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
海津市監査委員事務局における障がい者雇用に関する課題	海津市監査委員事務局は、市長部局の出向者で占められており、任命権者にて職員募集や採用は行っていないが、今後、出向者が障がい者である場合も考えられるため、障がいに関する理解を深めていく必要がある。
目標	
採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を促進する。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を促進する整備体制	○職員の障がいに関する理解促進・啓発のため、適宜、マニュアル・ガイドブック等による周知や関係するセミナー・研修等への参加を勧奨する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障がいのある職員が配置された場合には、職員の要望を踏まえ、対応策を検討し、必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

海津市障がい者活躍推進計画（公平委員会事務局）

機関名	海津市公平委員会事務局
任命権者	海津市公平委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
海津市公平委員会事務局における障がい者雇用に関する課題	海津市公平委員会事務局は、市長部局の出向者で占められており、任命権者にて職員募集や採用は行っていないが、今後、出向者が障がい者である場合も考えられるため、障がいに関する理解を深めていく必要がある。
目標	
採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を促進する。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を促進する整備体制	○職員の障がいに関する理解促進・啓発のため、適宜、マニュアル・ガイドブック等による周知や関係するセミナー・研修等への参加を勧奨する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障がいのある職員が配置された場合には、職員の要望を踏まえ、対応策を検討し、必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

海津市障がい者活躍推進計画（農業委員会事務局）

機関名	海津市農業委員会事務局
任命権者	海津市農業委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
海津市農業委員会事務局における障がい者雇用に関する課題	海津市農業委員会事務局は、市長部局の出向者で占められており、任命権者にて職員募集や採用は行っていないが、今後、出向者が障がい者である場合も考えられるため、障がいに関する理解を深めていく必要がある。
目標	
採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を促進する。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を促進する整備体制	○職員の障がいに関する理解促進・啓発のため、適宜、マニュアル・ガイドブック等による周知や関係するセミナー・研修等への参加を勧奨する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障がいのある職員が配置された場合には、職員の要望を踏まえ、対応策を検討し、必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

海津市障がい者活躍推進計画（消防本部）

機関名	海津市消防本部
任命権者	海津市消防本部消防長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
海津市消防本部における障がい者雇用に関する課題	海津市消防本部は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令において除外職員である消防吏員のみであり、障がい者に限定した職員募集や採用は行っていないが、今後、在職中に障がい者となる場合も考えられるため、障がいに関する理解を深めていく必要がある。
目標	
採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を促進する。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を促進する整備体制	○職員の障がいに関する理解促進・啓発のため、適宜、マニュアル・ガイドブック等による周知や関係するセミナー・研修等への参加を勧奨する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○在職中に障がい者となった場合には、その職員の能力や希望等について、面談や自己申告等を踏まえ、職務の選定等を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障がいのある職員が配置された場合には、職員の要望を踏まえ、対応策を検討し、必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。